Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-25

学びは誰のもの？：高すぎる学費と高等教育のあり方

渡部，昭男

(Issue Date)
2026-08-24

(Resource Type)
conference object

(Version)
Version of Record

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100505547

第74回公共政策講座（日本共産党京都府会議員団）
（ハートピア京都第4･5会議室2026.8.24月18:30～20:00オンライン併用）

学びは誰のもの？
――高すぎる学費と高等教育のあり方――

渡部　昭男わたなべあきお（元神戸大学）

ＪＳＰＳ科学研究費　代表

・基盤研究Ｂ(2015-17)後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策に係る総合的研究

・基盤研究Ｃ(2019-22)高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

・基盤研究Ｃ(2022-25)コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究

・基盤研究Ｃ(2026-30)人口減少超少子社会における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究

本日の報告の構成

１．学びは誰のもの？（10分）

📚Christopher Martin 2022：The Right to Higher Education

📚①渡部昭男2019：能力・貧困から必要・幸福追求へ（日本標準）

２．登録金半額化（韓国）、授業料半額化（日本）とは（20分）

📚①渡部昭男2019

📚②大学評価学会2013：高等教育における「無償教育の漸進的導入」

３．漸進的無償化ロードマップ（20分）

📚③科研費報告書2025：「教育無償化」論議に係る国会会議録分析

科研費報告書Kernel2026・兵庫民報寄稿2026など

４．個々人に全面的にひらかれた自由な発達/発展（10分）

📚①渡部昭男2019　【40名に📚①②③を謹呈】

👉質疑応答・意見交換（30分）

１．学びは誰のもの？

📚クリストファー・マーチン2022『高等教育への権利：政治理論』オックスフォード大学出版局 https://academic.oup.com/book/38978

【章構成】

はじめに:高等教育に関する議論を変える

1 高等教育の価値観と目的

2 高等教育の目的としての市民権

3 成人期と教育を受ける権利

4 高等教育を受ける権利

5 高等教育と政治的権威

6 高等教育を受ける権利と不平等な給付の問題

7 高等教育を受ける権利はどのようなものであるべきか?

1．つづき

【キーワード】教育の権利、分配的正義、教育の正義、高等教育の目的、個人の自律性、政治的権威、リベラル理論、リベラルの完璧主義

【要　旨】

高等教育は権利なのか、それとも特権なのか?

著者は、自由で開かれた社会のすべての市民が高等教育を受ける無条件の権利を持つべきだと主張しています。そのような教育は個人にとって費用がかかるが、才能に関係なく誰にでも開かれるべきです。

唯一の条件は、学ぶ準備と意欲があることです。異なる関心や目標を持つ市民に利益をもたらす機会を提供するべきです。そして、その基盤となる道徳的目的として、あらゆる階層の市民がより良く、より自由な生活を送れるよう支援することを目指すべきです。

リベラルな政治哲学の概念や考えを用いて、著者は教育財やサービスへのアクセスはすべての市民が充実した人生を享受する権利であると主張しています。こうした商品は、市民が自己決定的な目標を実現する上で重要な役割を果たしていると主張されています。

したがって、高等教育はすべての市民が「自律性を支える」財にアクセスできるようにする基本的な社会機関として理解されるべきです。

１．つづき

📚①渡部昭男2019『能力･貧困から必要･幸福追求へ』日本標準

https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I029533902

【章構成】

はじめに　諸個人の全面的多面的な発展のための自由な学び

第1章　国際人権規約と漸進的無償化

第2章　教育無償化と改憲論

第3章　韓国の学費負担軽減と無償給食

第4章　明治以降の近代教育の実相

第5章　能力・貧困から必要・幸福追求へ

おわりに　漸進的無償化促進法をつくろう

１．つづき

📚大正生まれの母のエピソード　p. 74

・「人生100年時代」といわれる今、人生に彩りを添え、自身を豊かにするためのライフシフトが始まっている

・学びたいことを、学びたいときに、誰もが大学等で学べる･･･それを「夢物語」としないような社会を創りたいものです

・幼児教育から高等教育までが特殊装備ではなく、子育て・教育の標準装備として、社会全体のささえによって提供される･･･そのような若者と社会の未来をひらく教育無償化を志向

p. 3　フィンランド「学びとは本来、繊細で、個人的で、複雑なものなのです」👉地方と学校・先生たちに権限を委譲＆無償

・一部先進国では、６時間労働への移行の試み／生じたゆとりの時間を諸個人が自由で全面的多面的な発展のために使える道が拓ける

２．登録金半額化（韓国）、授業料半額化（日本）とは

📚p.２　恩師・田中昌人の遺著2005『日本の高学費をどうするか』新日本出版社／青年の未来を切り捨てる国に未来はありません

第１章：国際人権規約と漸進的無償化

p.４　2012年転換課題＝漸進的無償化

2012.9.11国際人権Ａ規約13条2項(b)(c)の留保を撤回

外務省HP：日本国は「無償教育の漸進的導入」に拘束される

p.５　人権ヒューマンライツとしての「教育への権利」

2018.1.28フォン・クーマンズ講演会

p.６　エンパワーメントの権利、人権中の人権

４つのＡスキーム＝「教育への権利」の実現

アクセス可能性の保障つ教育無償化

p.８　義務を遵守する意志がない国「日本」

国家に義務を履行させる力＝市民のモニター活動

２．つづき

【日本共産党2024.10.2「学費値上げを許さず、値下げにふみ出し、「学費ゼロ」の社会にむけて力を合わせよう」】

【緊急提案】https://www.jcp.or.jp/web_policy/2024/10/2024gakuhi-ap.html

・日本も国際人権規約の精神で無償化にふみ出すべきです。

その第一歩として、大学予算の抜本的拡充で、学費を値下げし、教育を充実させる道に転換をはかりましょう。日本共産党は高等教育無償化＝「学費ゼロ」にむけて、高等教育予算を抜本的に増額し、そのなかで学費値下げのための特別の措置をとります。(1)ただちに授業料半額・入学金ゼロ、(2)給付中心の奨学金の創設、(3)奨学金返済の半額免除――を緊急に行います。

【財源】https://www.jcp.or.jp/web_policy/2023/06/post-957.html

・授業料の半減、入学金の廃止、本格的な給付奨学金制度の創設に必要な予算は、毎年２兆円程度です。日本共産党は、すでに、大企業・富裕層優遇の不公正税制の改革や不要不急の財政支出の削減で１９兆円の財源を確保し、その一部で学費半減、入学金廃止、給付奨学金の財源をつくることを発表しています。

奨学金返済の半額免除に必要な経費は５兆円ですが、これは一回限りの経費です。国が借金を「肩代わり」する国債を発行して計画的に返済することができます。岸田政権は、５年間で４３兆円にも軍事費を増やすとし、「防衛力強化資金」として、特別会計の剰余金などを使うとしていますが、軍事費でなく奨学金返済の軽減に使います。

２．つづき

【労働者福祉中央協議会・検討チーム2023.3.8「高等教育費の漸進的無償化と負担軽減へ向けての政策提言】

【リーフレット】https://www.rofuku.net/document/20230823_proposal_leaflet.pdf

提言1　大学・短大・専門学校の授業料を現在の半額とする。

提言2　大学等修学支援法の対象者を中間所得層まで拡大する。支援対象の上限を現在の標準世帯（4人世帯）年収380万円から、標準世帯（4人世帯）年収600 万円まで拡大する。支援対象の年齢制限は撤廃し、すべての年齢を対象とする。

提言3　貸与型奨学金について「有利子から無利子へ」を加速化する。

提言4　給付型奨学金を拡充し、「貸与から給付へ」を加速化する。大学院修士課程・博士課程学生にも給付型奨学金を導入する。

提言5　貸与型奨学金制度の改善を実行する。具体的には人的保証の廃止、延滞金の廃止、猶予期限の撤廃、所得連動返還型奨学金の改善を実現する。あわせて、奨学金返済への税制支援など、既に返済している方々への負担を軽減する。

提言6　高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実を図る。具体的には国公立の職業訓練校の拡充（校数増・定員増）を実現する。

提言7　全国の人口50万～100万人以上の都市・自治体に、職業訓練(資格取得)と進学のニーズを満たす公立のコミュニティ・カレッジ(短大)を設置する。

２．つづき

【主旨説明】

「すべての学生を対象とする」普遍主義的支援の導入を提言します。日本政府は2012年に、高校・大学までの段階的な無償化を定めた国際人権Ａ規約（13条2項b、c）の適用留保を撤回し、そのことを国連に通告しており、高等教育の無償化を進めていくことは国際公約となっています。

日本の高等教育（大学等）への公的支出は、GDPの約0.6%と、OECD平均の約半分にとどまり、その結果、日本では大学等にかかる費用は私費に頼らざるを得ず、教育費の公的支出の割合は約3割にとどまっています。高等教育における公財政支出の対GDP比をOECD平均（約1.2%）まで引き上げることを当面の目標にすべきです。

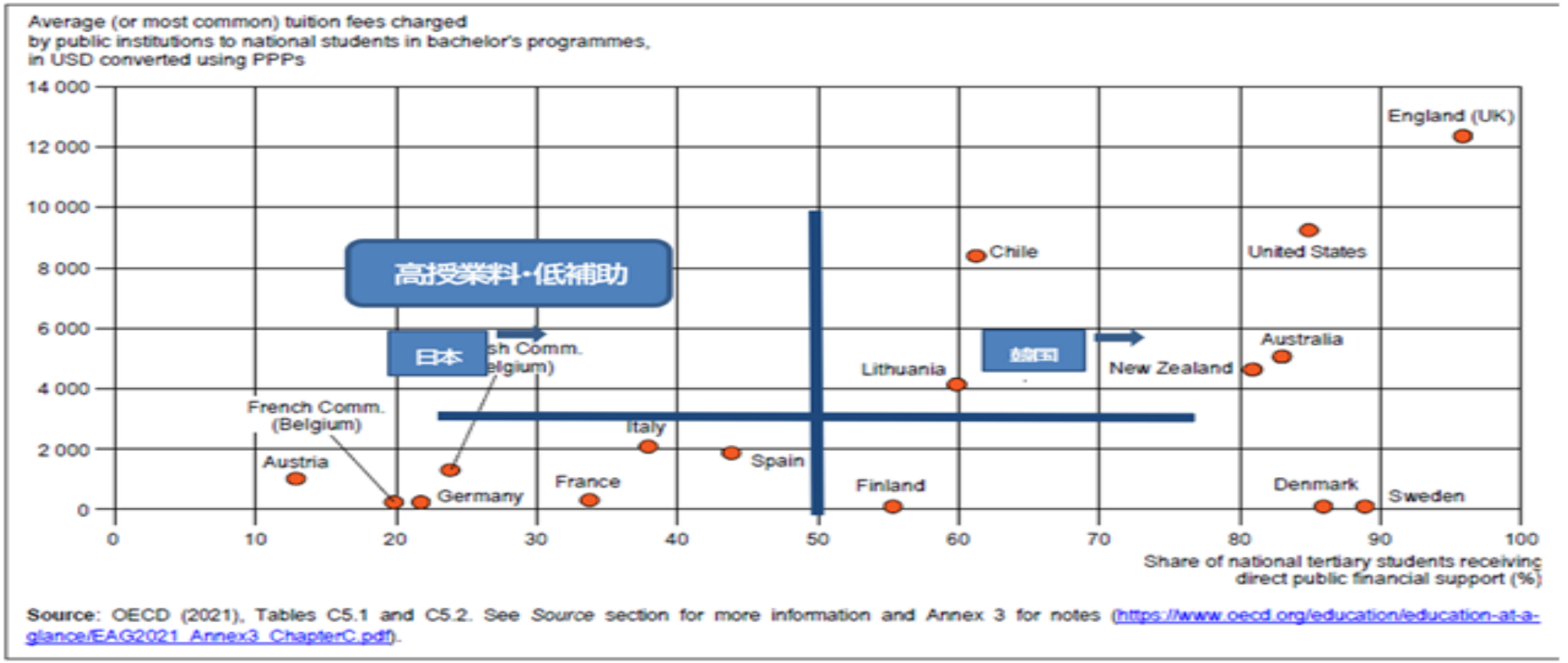
究極的な目標を「高等教育の無償化」に置くとしても、それを短期間で一気に実現するには、財政面からも大きな壁があります。それを考慮し、「大学・短大・専門学校の授業料を現在の半額とする」ことを当面の目標として提言します。

普遍主義の最も優れている点は、人々の間に分断をもたらさないことです。普遍主義を掲げることで、すべての学生・保護者に「教育費負担軽減」に向けた取り組みへの参画を呼びかけることができるようになるのです。

※国立大学、私立大学、専門学校の授業料の総額は概算で2兆8193億円となり、これを半額にするには1兆4456億円が必要。2022年度の日本のGDPは546.0兆円なので、授業料半額はGDPの約0.26%で達成できることになる。

2．つづき

OECD2013調査「高授業料・低補助」の国：日本・韓国・チリ



Source: OECD (2021), Tables C5.1 and C5.2. See *Source* section for more information and Annex 3 for notes (https://www.oecd.org/education/education-at-a-glance/EAG2021_Annex3_ChapterC.pdf).

図１．平均年間授業料*及び公的財政補助学生率**（2019-20学年度）OECD2021+渡部2025

* 縦軸：国公立教育機関が学士課程の自国学生に課す平均年間授業料（購買力平均による米ドル換算額）

**横軸：直接的な公的財政補助を受ける高等教育の自国学生の割合

注）OECD: Education at a Glance 2021, Figure C5.3の上に日本と韓国をプロットし、授業料3,000USD及び補助率50%を目安に太罫線を引き、左上の第二象限を「高授業料・低補助」として示した。

２．つづき

📚②大学評価学会2013『高等教育における「無償教育の漸進的導入：授業料半額化への日韓の動向と連帯』晃洋書房

https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I024318048

p.13　2004.3大学評価学会設立＠京都／学生の発達保障を可能にするような教育・研究のありよう

2006年問題特別委員会／学生の発達保障に関わる二つの重要な問題：無償教育の漸進的導入＆青年期における過度の競争性の排除

（2005.10　田中昌人逝去・遺著）

～国際人権Ａ規約第13条問題特別委員会、同13条の会、奨学金の会、教職員組合、全院協、全国私立大学教授会連合などと留保撤回の研究運動

（2011.4　渡部：神戸大学異動）

2012.2　韓国・ソウル市立大学の登録金半額化の調査団（学会３名派遣）

2011年：半額登録金実現を求める大運動　📚②pp.28-29

2012年：給付型国家奨学金の開始／ソウル市立大学が登録金半額化

2012年末：大統領選挙公約～朴＆文ともに「半額登録金」

pp.76-78 2012.3.2 韓日米共同声明：学会として「授業料半額化」を提起

2012.9　留保撤回　～国際公約「漸進的無償化」を実現させる研究運動

３．漸進的無償化ロードマップ

📚①渡部昭男2019（pp.68-73 おわりに 漸進的無償化促進法をつくろう）

📚③-1科研費報告書2025「教育無償化」論議に係る国会会議録分析

https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100492977/0100492977.pdf

③-2科研費報告書Kernel2026

https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100504577/0100504577.pdf

③-3兵庫民報寄稿2026（寄稿中）

【「漸進（ぜんしん）的無償化」とは】

👉**国際人権Ａ規約第13条の「無償教育の漸進的導入」規定に基づき、教育費の私費負担を段階的に縮減し、公的負担を拡大することによって教育機会の均等を実現しようとする政策過程を指す**

外務省HP：2012.9.11「経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第13条2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について」

「特に，無償教育の漸進的な導入により」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku_120911.html

３．つづき

【８年も遅れている第４回政府報告】

第３回定期報告（2009.12）に関する総括所見（2013.5.17）において、「委員会が2008年に採択したガイドライン(E/C.12/2008/2)に沿った形で、次回の定期報告を2018年5月31日までに提出すること」が要請されていた。しかし、提出期限から８年が経過した今も未提出のままである。

「政府報告の早期の提出に向けて鋭意作業を進めていかなければいけない･･･外務省としても、関係省庁と連携をして、その努力をしてまいります」（岩屋毅外務大臣答弁）と決意表明している。

（第217回国会・衆議院・外務委員会第14号・2025.6.4）

👉国会会議録検索システムで「国会ウォッチング」をしよう

https://kokkai.ndl.go.jp/#/result

３．つづき

【高等教育の漸進的無償化の進展状況】

・2017年、わが国で初めてとなる給付型奨学金制度の創設（2018年度から本格実施）

・少子高齢化に対処するための「新しい経済政策パッケージ」（2017）及び「骨太の方針2018」を受けて、

👉大学等における修学の支援に関する法律（2019.5.17公布）により

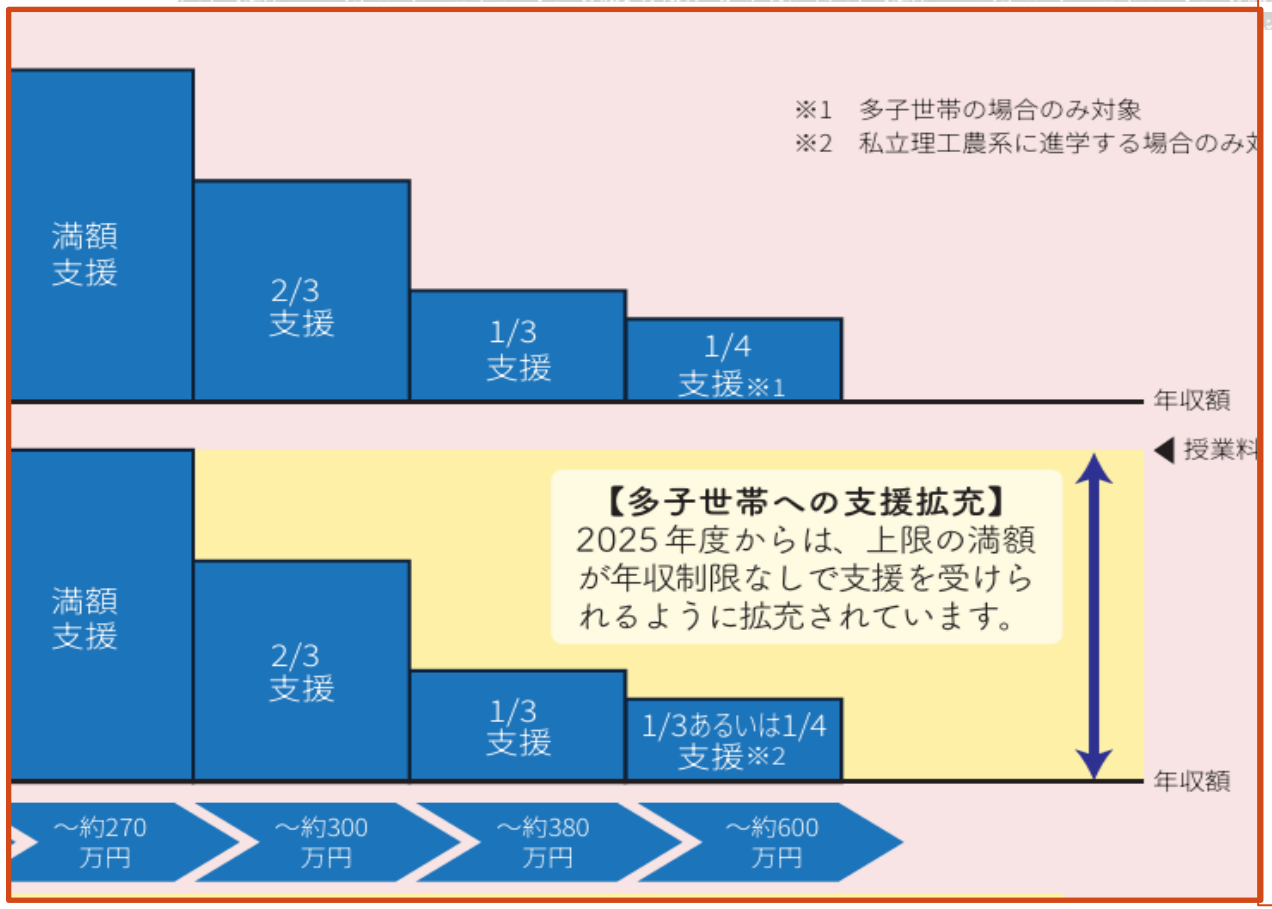
2020年度から低所得層（世帯年収約380万円目安）に限定した大学等修学支援新制度を導入

・学費減免・給付型奨学金［世帯年収に応じて、上限額まで支援、2/3支援、1/3支援］

・高校等就学支援にある「教育の機会均等」への寄与を目的としたものではなく、「低所得者世帯限定の貧困対策及び少子化対策」

・原資は消費増税分であり、予算権限は文部科学省ではなく、内閣府（こども家庭庁）に属する

３.つづき



【施行３年経過後の見直し】

・施行３年経過後の2022～2023年に見直し

・2024年度：多子世帯（扶養する子供が３人以上いる世帯）や私立の理工農系の学部等に通う学生等の中所得層（世帯年収約600万円までの多子世帯について1/4支援、同じく私立理工農系学生について人文社会科学系との学費差額補填を追加）への支援を拡大

・2025年度：多子世帯（同上）の学生等に対し所得制限なく国が定める一定額まで大学等の授業料・入学金の減免（多子世帯の大学等無償化）

上限額の例

減免額：入学金・授業料　国公立大学28万・54万／私立大学　26万・70万

給付型奨学金：自宅通学・自宅外通学　国公立大学等35万・80万／私立大学等46万・91万

出典：文科省HP「中学生向けリーフレット」https://www.mext.go.jp/content/20251217-mxt_gakushi_100001062-3-1.pdf

３．つづき

表１．高校無償化に係る日韓比較一覧

	日本	韓国
経緯	2010導入／14改正／25変更 紆余曲折後の拡張(約15年)	2019導入／21完成 短期完成(約3年)
政策理念	高校授業料無償化 (教育の機会均等・負担軽減)	高校無償教育 (公共性の強化・徴収廃止)
無償範囲	授業料(私立:上限額設定+年収別の給付加算+自己負担)	授業料・入学金・学校運営支援金・教科書
所得制限	2014-24:所得制限あり 選別主義	なし 普遍主義
対象	国公私立 (朝鮮学校の除外運用)	国公私立 (独立型私立高校の特例扱)
無償方式	2014-国公私立とも就学支援金（給付）	不徴収
財政負担	国（2026-地方）	国・地方
論争点	朝鮮学校除外・無償範囲／三党合意実施に係る論点整理	国・地方財政負担の在り方／私教育費問題
低所得層等の支援	生活保護法+2014-高校等奨学給付金(高校版就学援助)	国民基礎生活保障法+教育庁による高校無償給食の拡大

渡部昭男・多胡太佑2026.10予定(投稿中)

【「高授業料・低補助」枠を脱した韓国】

①高校「教育」無償化・無償給食

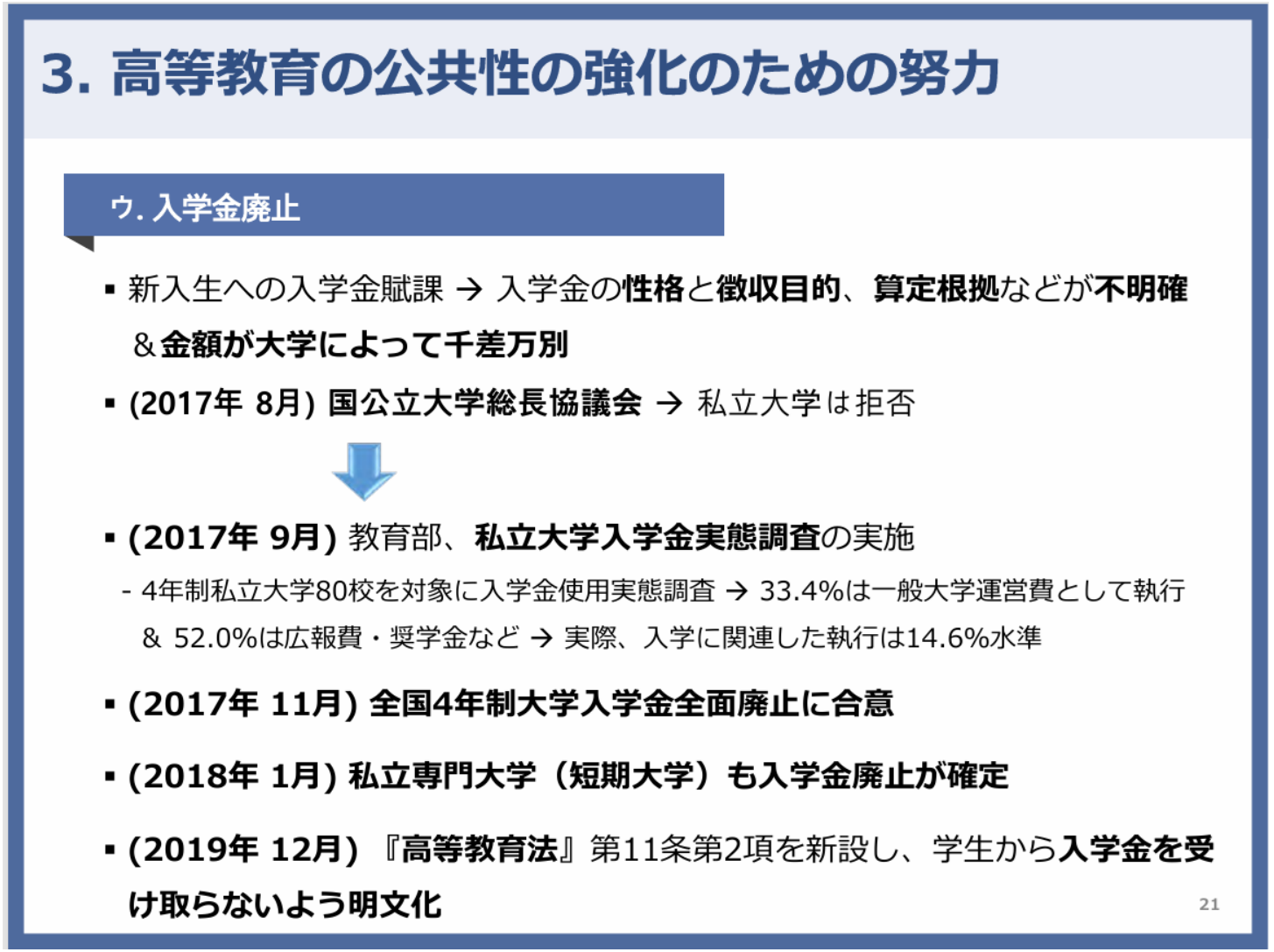
・日本の高校無償化は、2026年度から所得制限が法規定から削除されたが授業料限定であり、正確には高校「授業料」無償化である

・しかも、高授業料の私学では授業料負担が残ったままである

・これに対して、韓国は入学金・授業料・学校運営支援費・教科書代を含む高校「教育」無償化を、大統領公約である「教育における公共性の強化」策の一環として2019～21の３か年計画で実現した

・加えて，高校無償給食もほぼ全自治体に広がっている。

３．つづき



3. 高等教育の公共性の強化のための努力

ウ. 入学金廃止

- 新入生への入学金賦課 → 入学金の**性格**と**徴収目的**、**算定根拠**などが**不明確**＆**金額が大学によって千差万別**
- **(2017年 8月) 国公立大学総長協議会** → 私立大学は拒否
- **(2017年 9月)** 教育部、**私立大学入学金実態調査**の実施
  - 4年制私立大学80校を対象に入学金使用実態調査 → 33.4%は一般大学運営費として執行 ＆ 52.0%は広報費・奨学金など → 実際、入学に関連した執行は14.6%水準
- **(2017年 11月) 全国4年制大学入学金全面廃止に合意**
- **(2018年 1月) 私立専門大学（短期大学）も入学金廃止が確定**
- **(2019年 12月)** 『**高等教育法**』第11条第2項を新設し、学生から**入学金を受け取らないよう明文化**

21

出典：キム・フンホ2022
HTTPS://DA.LIB.KOBE-U.AC.JP/DA/KERNEL/0100477958/0100477958_SLIDESJA.PDF

②私立大学等を含めた入学金廃止

・日本と同様に大学等の約８割が私学である

・大胆にも大学等が入学金を受け取れなくする規定を新設して、2018年から段階的に始めて、2022年度内までには入学金を全廃

（私学は入学関連事務実費を国が補填し学生負担はゼロ）

表４．大学学費負担軽減に係る日韓比較一覧

	日本	韓国
制度	大学等修学支援新制度	国家奨学金制度
概要	学費減免＆給付型奨学金	給付型奨学金による学費減免
導入・実施	2020年度～	本格実施：2012年度～
機構	日本学生支援機構	韓国奨学財団
意思決定	2017安倍晋三政権	2011李明博政権
背景	国難(少子高齢化)への対処(幼児教育&高等教育無償化)	2011半額登録金運動の高まり(学生・市民・野党 蝋燭集会)
方針・理念	貧困対策:低所得層対象の自立・活躍できる人材の育成→多子世帯・困難家庭の教育費の一部を社会全体で負担	2012朴槿恵:半額登録金／2017文在寅:教育の公共性の強化／2025李在明:青年教育・福祉の基本生活支援・保障
目的	修学に係る経済的負担軽減・少子化進展への対処に寄与→子育てに希望を持つことができる社会の実現	経済的条件に関係なく誰もが意志と能力に応じて高等教育機会を持てるよう支援／少子化対策の側面も(多子女優遇)
制度枠組み	年収約270万:上限額 -約300万円:2/3 -約380万円:1/3(大学自助努力支援型なし) 2025多子世帯学費免除導入	Ⅰ型：所得分位別の基礎支援(基礎・1-3分位→段階的拡大) Ⅱ型：大学自助努力連携支援 2014多子女国家奨学金追加
中間所得層への拡張	特定分野限定での部分拡大 2024:年収約600万円1/4支援を追加(私立理工農系)	分位拡張による横断的拡大 2025:９分位(中間上位層)へ拡大/10分位のみ対象外
多子(女)定義	扶養数基準に限定 ３子以上世帯	実数基準 ３子以上世帯
支援学生率	２割台(対象者比率)	６割台(受給者比率)

渡部・多胡2026.10予定（投稿中）

３．つづき

③授業料負担軽減支援の大幅拡充

・2012年に授業料を支援する国家奨学金制度開始

・当初は低所得層限定であったが、現在は10階層のうちの所得９分位（中間上位層）までを支援対象

・多子女世帯支援も「扶養」ではなく「実数」基準（日本のように長子が就職等して扶養から外れると下の子が在学中でも支援打切りという心配はない）

３．つづき

現　　行	改　正　案
第２条（構成）①委員会は、次の各号の委員で構成する。この場合、学生委員は委員定数の 10 分の３以上になるようにする。	第２条（構成）①委員会は、審議案件が発生するたびに、次の各号の委員により 11 名以内で構成する。この場合、学生委員は委員定数の 10 分の３以上になるようにし、構成単位別委員は 10 分の５未満になるようにする。
1. 学生処長、企画処長、行政処長	1. 学生処長、企画処長、行政処長
2. 教授会が推薦する教授１名	2. 教授会が推薦する専任教員１名
3. 総学生会正・副会長各１名	3. 総学生会又は一般大学院総学生会が推薦する学生代表４名以内
4. 代議員会議が推薦する単科大学正学生会長代表２名	4. ＜削除＞
5. 総長が推薦する専門家１名	5. 総長が推薦する専門家１名
6. 総学生会が推薦する同窓生１名	6. 総学生会が推薦する同窓生又は保護者１名
＜新設＞	7. 大学会計職員労働組合が推薦する職員の代表１名
②前項第１号及び第３号の委員は充て職となり、それ以外の委員は総長が委嘱する。	②前項第１号の委員は充て職となり、それ以外の委員は総長が委嘱する。
③委員長は行政処長が担い、副委員長は企画処長が担う。	③委員長は行政処長が担い、副委員長は企画処長が担う。
第５条（会議）①会議は、委員長又は委員の過半数の要請で招集する。	第５条（会議）①会議は、委員長又は委員の過半数の要請で招集し、委員会が第６条に伴う審議案件に対する審議を終了すると、当該委員会は解散されたものとみなす。
②会議は在籍委員の過半数の出席で開会し、上程された案件を審議する。	②会議は、在籍委員の過半数の出席で開会し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

④学生代表を含む登録金審議委員会の義務設置

- 日本では大学等設置主体が一方的に学費値上げを公表・通告
- 韓国では各大学等に登録金審議委員会（学生代表が三割以上）を設ける必要あり
- 登録金はこの審議会の承認がなければ決定できない仕組み
- 韓国における課題：授業料以外にも使える給付型奨学金や大学院生への支援の拡充

出典：チョン・ビョンホ他2024　HTTPS://DA.LIB.KOBE-U.AC.JP/DA/KERNEL/0100491706/0100491706.PDF

表２．漸進的無償化プログラム（高等教育版）提言のための枠組み設定　（渡部昭男2017）

	区分	国レベル	都道府県レベル	市区町村レベル	大学法人・学校法人レベル	民間レベル
A 学費	A1:学費自体の軽減化					
	A2:学費減免制の拡充					
B 奨学金・学生ローン等	B1:給付型奨学金の拡充					
	B2:無利子学生ローンの改善 ・成績要件の緩和 ・所得連動返還型 ・返還免除/・猶予 ・救済制度　等					
	B3:有利子学生ローンの縮減					
	B4:学内勤労奨学金等の拡充 ・学生雇用 ・SA、TA、RA　等					
C 修学支援	C1:学習費の支援 ・教科書代補助 ・実験実習費補助 ・留学費補助 ・学会活動費補助　等					
	C2:学生生活費の支援 ・学生寮の整備・拡充 ・家賃補助（学割拡大を含む） ・交通費補助（学割拡大を含む） ・まかない費補助（百円朝食）等					
D 就労支援 生活保障	D1:就労支援 ・就活・インターンシップ費支援 ・起業経費支援　等					
	D2:生活保障 ・生活保護制度 ・若者手当／年金　等					

【漸進的無償化プログラム】

- 同2018では漸進的無償化プログラム（高等教育版）の提言に向けた枠組みを設定した。縦軸にA学費、B奨学金・学生ローン等、C修学支援、D就労支援・生活保障の４項目を、横軸に国、地方（都道府県／市区町村）、大学/学校法人、民間の４区分を置いた枠組みを設けて、漸進的無償化の政策・施策・事業の諸事例を収集してプロットし、現状をトータルに把握し課題を見出そうとの企図である。

「漸進的無償化プログラム(2025追記版)」*に2011-25の15年間の日韓の漸進的無償化の政策変容を落とし込んでみた

漸進的無償化プログラム（後期中等教育及び高等教育）2025追記版（注：韓国：韓、日本：日、*下線は漸進的無償化と逆行する動向*）

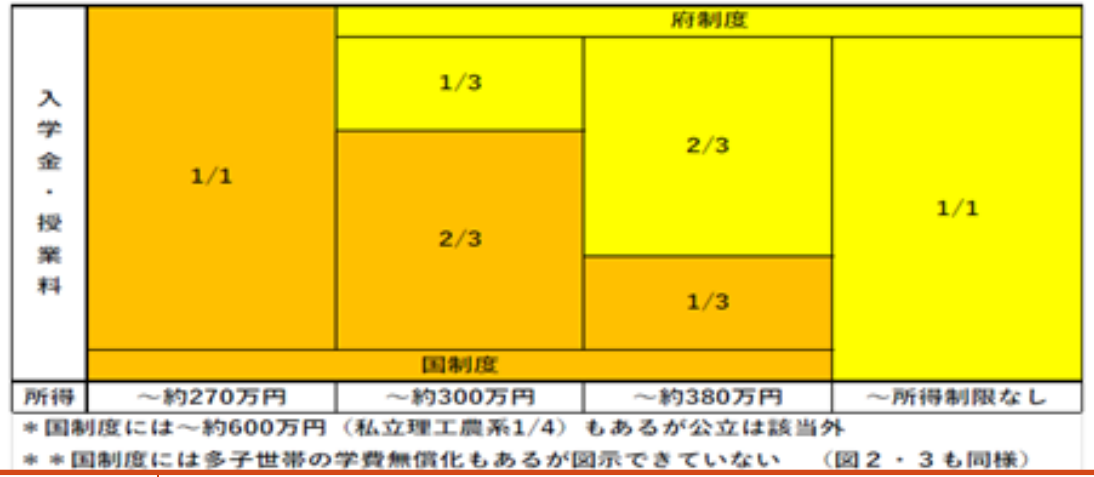
	区分	国レベル	地方公共団体レベル	大学法人・学校法人レベル	民間レベル
A 学費	A1:学費自体の軽減化	韓:入学金廃止(国公立大2018廃止／私立大-23までに段階的廃止) 高校無償化:2019高3から21完成(入学金・授業料・学校運営費・教科書代) 日:私立大「二重払い」負担軽減依頼2025文科省通知 高校無償化2010開始、14所得制限導入、2025同実質撤廃、26私学追加支援	韓:ソウル市立大2012-登録金半額化(機関補助方式) 江原道立大学2012一部無償化(機関補助方式+個人補助方式) 日:公立大無償化（2020-大阪府・2024-東京都・兵庫県）	*韓:私立大による値上げ動向* *日:私立大・国立大による値上げ動向*	
	A2:学費減免制の拡充	韓:給付型奨学金2012本格導入／以後も拡大拡充（年4兆ウォン規模） (多子女型2014導入、第3子以上2024-全額措置／1・2子も優遇) (Ⅰ型2025-所得階層10区分中の第9分位[中間上位層]まで対象拡大)		日:値上げ大学による値上げ分学費減免追加措置	
B 奨学金・学生ローン等	B1:給付型奨学金の拡充	日:給付型奨学金2017導入／2020-修学支援新制度 (私立理工農系限定2024-世帯年収600万円まで限定で拡大) (「扶養」3人以上は所得制限なしで授業料等無償2025-)	日:自治体裁量給付型奨学金	日:大学裁量給付型奨学金	日:民間給付型奨学金
	B2:無利子学生ローンの改善	韓:金利引下げ・2009(5.8%)→2012(3.9%)→2017(2.25%)→2023(国補填により在学中・返済猶予期間中は金利ゼロ、返済開始後は1%未満)	日:自治体裁量修学資金(特定職種返還免除など)、奨学金返還(返済)支援事業(特定地域・特定職種など)、利子補填支援		日:企業修学資金・奨学金返還(返済)支援
	B3:有利子学生ローンの縮減				
	B4:学内勤労奨学金等の拡充	韓:国家勤労奨学金（TA、RA、図書館・ICT・学生相談補助など）		日:大学裁量のTA、RA、図書館・ICT補助など	
C 修学支援	C1:学習費の支援	日:高校版就学援助「高校生等奨学給付金」2014開始(生活保護世帯・非課税世帯)	日:高校生等奨学給付金への上乗せ・横出し		
	C2:学生生活費の支援	韓:文在寅政権2017-・公共共同型学生寮の増設→青年公共賃貸住宅に軌道修正 韓:李在明政権2025-・100円朝食への政府支援拡大(現在200大学→)、低所得層対象の住居安定奨学金:住居関連費用負担の支援(39歳以下・未婚・韓国籍)	日:通学費補助・夜間相乗タクシー運行・下宿代補助など	日:大学の福利厚生・学生支援例:100円・ワンコイン朝食、学期初め限定の無料・低額朝食など	日:TV受信料減免、スマホ・WiFi料金減免
D 就労支援 生活保障	D1:就労支援	韓:青年就業支援金+青年雇用支援政策:職務体験・月給制・賃金補助など	日:インターンシップ支援、就職支援金、UIJターン支援金、定住支援金、結婚出産支援金など	日:就活支援:就活期間バス配車、交通費・宿泊費補助	日:奨学金代理返還
	D2:生活保障 （青年・若者向けを含む）	韓:李在明政権「新政府経済成長戦略」2025-無住宅青年の住居安定のために家賃特別支援を時限事業から常時事業に切替え	韓:ソウル青年手当、京畿道青年基本所得、城南市青年配当 日:22歳までの医療費支援:京丹後市・大阪府河南町、 コロナ禍の支援例:ふるさと宅配便、生理用品支給など		日:コロナ禍の支援例:食料配布など

*渡部昭男2026 自治体における奨学金返還(返済)支援施策に係る訪問等調査報告(年報(21))、奨学金返還支援追記。

３．つづき

【大阪府・東京都・兵庫県の公立大学無償化施策】

図１．大阪公立大学(学部等)の支援イメージ



＊国制度には～約600万円（私立理工農系1/4）もあるが公立は該当外

＊＊国制度には多子世帯の学費無償化もあるが図示できていない　（図２・３も同様）

図３．兵庫県立大学（学部）の支援イメージ

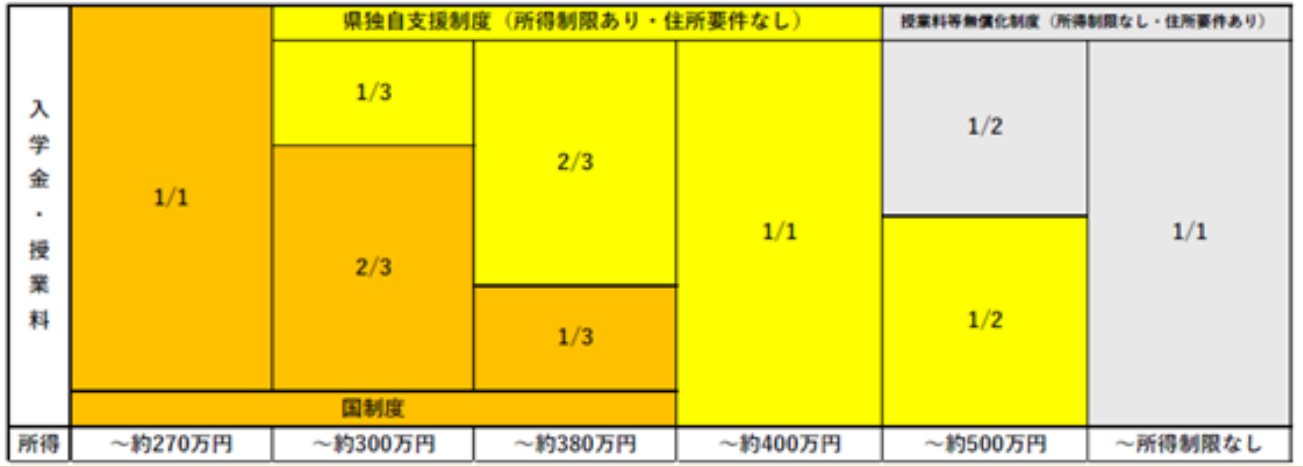


図２．東京都立大学（学部）の支援イメージ

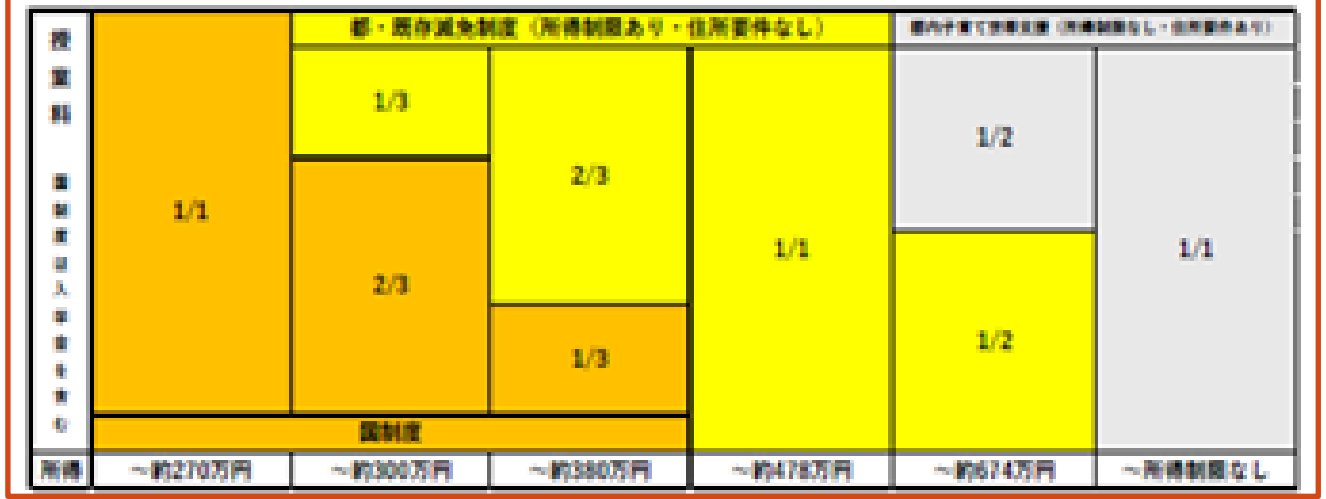


表２．自治体における公立大学無償化施策一覧

自治体	年度	無償化範囲	「所得制限なし・居住要件あり」の適用対象	居住要件外の支援
大阪府	2026年度完成	入学金・授業料	学部～修士・博士前期課程，法科大学院	－
東京都	2024年度実施	授業料	学部・学域～博士前期課程，法科大学院など	独自学費減免制度あり
兵庫県	2026年度完成	入学金・授業料	学部～博士前期課程　＆　博士後期課程	独自学費減免制度あり

３．つづき

【例えば兵庫県の施策を漸進的無償化方策にするには】

・兵庫県は、「高額な学費等が発生する大学では、多額の奨学金の返済に苦慮している若者も多く、結婚や出産、子育てといった将来の生活設計への影響が年々深刻になっている」、「兵庫の若者が、学費負担への不安なく、希望する教育を受けることができるよう、県として一刻も早い対応が必要と判断」し、県立2大学(兵庫県立大学・芸術文化観光専門職大学の学部生・大学院生［博士前期・後期課程］)において入学金・授業料の無償化制度（県無償化制度）の導入を打ち出した

・①国の大学等修学支援新制度に加えて、②既存の県独自支援制度と③新規の授業料等無償化制度を上乗せ・横出しする形で実施

・県立大学等授業料等無償化基金の予算額は、2026年度で約21億円（県独自支援制度１億円、授業料等無償化制度約20億円）

・県立大学だけにとどまらず、兵庫県居住の若者すべて、さらには県内の大学等に学ぶ若者を含め、誰もが経済的不安なく学べる兵庫をどうつくるのか。国の制度拡充を求めながら、若者・学生を含む県民参加で次の段階を構想していくことが求められている

【京都府：就労・奨学金返済一体型支援事業】

- 【制度概要】
- 京都府内の中小企業等の人材確保と若手従業員の定着及び経済的負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業等が従業員に支給した手当等の額の一部を補助
- 支援対象者：補助対象企業に勤め、正社員であること、当該企業において正社員となってから6年以内（中途採用含む）、受給した奨学金を本人が返済中であること、府内事業所に勤務していることの全てを満たす者
- 支援額：以下のいずれか低い額、1. 年間奨学金返済額の1万円を超える部分の2分の1以内、2. 企業が手当等として支給した額の2分の1以内、3. 正社員となってから1～3年目までは年9万円、正社員となってから4～6年目までは年6万円

チラシ：京都府「就労・奨学金返済一体型支援事業チラシ」の１枚目👉

https://www.pref.kyoto.jp/rosei/syuurousyougakukin/documents/tirasi.pdf



【京都府つづき】

- 2024.11.18 訪問調査時の提供資料：京都府商工労働観光部労働政策部

就労・奨学金返済一体型支援事業全体実績

令和6年10月31日
（　　）は新規・実数

年度	導入企業	支援対象者	補助金交付企業	補助金額
29	14社(14)	35人(35)	14社(14)	785千円
30	27社(13)	80人(46)	25社(13)	3,164千円
31	67社(40)	256人(196)	59社(36)	9,554千円
R2	127社(60)	445人(240)	86社(33)	20,642千円
R3	182社(55)	564人(189)	112社(26)	26，946千円
R4	222社(40)	636人(214)	137社(29)	29，782千円
R5	264社(42)	720人(238)	157社(34)	34，246千円
R6	295社(31)	651人(131)	153社(27)	35，592千円
計	295社	1，289人	212社	160，711千円

【京都府つづき】

- 京都新聞2024.8.18朝刊１面：奨学金返済支援　じわり浸透
- 「導入企業は製造業が35.2%と最多で、建設業14.8%、サービス業13.3%と続き、人手不足が顕著な業種が目立つ」
- 「府内の中小企業は約7万4千社であり導入企業は約0.3%にとどまる」
- 「2026 年度までに導入企業を325 社まで増やす目標」「福知山市・八幡市・久御山町は上乗せをしている」
- 京都府の補助金の対象事業は「手当等支給」に限定しているが、支給した後にそのまま天引きして「代理返還」している企業もある

～～～

関連記事

京都新聞2026.5.8：京都市が中小企業向けの「奨学金返済補助額」を上乗せ　背景に「学生や若者の就職・定着」への危機感

https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/1709637

同2026.7.11：奨学金、金利上昇で返済負担重く／学生支援機構、企業が肩代わりも

https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/1750142

【京都府及び府下26市町村の施策】

表10-4-1　京都府及び府下26市町村における高校・大学等の修学支援策

	区分	京都府	26市町村 （丹後地域：太字，中丹地域：斜体，南丹地域：下線，京都市：波線，山城地域：破線）	大学法人・民間企業等
A 学費	A1：学費自体の軽減化	・私立高等学校授業料支援（あんしん修学支援事業）[国の高校等就学支援金に最大19万8800円上乗せ等：授業料減免／学費軽減]		*【福知山公立大学】入学金28万2000円及び授業料53万5800円+実践教育実習費4万円／減免：市内者は学部入学金の3分の1相当額（9万4000円）を還付，福知山公立大学の卒業生の大学院入学金免除。* 【京都府立大学】学部・大学院の入学料：府内者16万9200円，府外者28万2000円／授業料：一律53万5800円 【京都府立医科大学】入学料：学部医学科府内者28万2000円・府外者49万3000円，看護学科府内者16万9200円・府外者28万2000円，大学院一律28万2000円／授業料：一律53万5800円 【京都市立芸術大学】学部・大学院の入学料：市内者28万2000円，市外者48万2000円／授業料：一律53万5800円
	A2：学費減免制の拡充			
B 奨学金	B1：給付型奨学金の拡充	・京都府高校生給付型奨学金（高等学校奨学金）[生活保護世帯・市町村民税非課税世帯：入学支度金（入学時）・支援金等（毎年）の支給]	**【京丹後市】給付奨学金[大学生等：市民税非課税世帯月額1万2000円，市民税所得割非課税世帯月額1万円]** *【福知山市】高等学校等入学支援金支給事業[通信制2万2500円，他3万,500円]* *【舞鶴市】育英資金[通学費補助金：経費の2分の1以内，入学支度金：]* 【亀岡市】高校生まなび応援のための支援金[高校生ら2人以上家庭，国の高等学校等就学支援金を受けていない高校生を対象に公立高校授業料相当分を支給] 【京丹波町】育英金[高校・高専1年生12万円以内，同2-3年生6万円以内，高専4-5年生・看護専門・保健師専門学校・農業又は林業大学校・大学生等：18万円以内] 【城陽市】奨学金（高校・高専）[学力優良で学資支出困難な1年生対象：5万円] 【和束町】奨学金支給制度[大学等：年額国公立6万円以内，私立12万円以内] 【精華町】高校奨学金及び社会福祉奨学金の令和4年度分から新規募集停止	

【つづき】出典：渡部（君和田）容子・渡部昭男2024『「こども計画」に活かせる自治体総合施策２２１例：子育て・教育の地域共同システム』日本標準
HTTPS://NDLSEARCH.NDL.GO.JP/BOOKS/R100000002-I033814262

学生ローン等	B2：無利子学生ローンの改善	・保育士確保のための貸付事業（1.保育士修学資金貸付事業）[月額５万円以内・入学準備金20万円以内・就職準備金20万円以内，返還免除あり] ・京都府看護師等修学資金貸付制度［保健師・助産師・看護師：国公立３万2000円・私立３万6000円，准看護士：１万5000円・２万1000円，返還免除あり］ ・京都府地域医療確保奨学金［医師・医学生：年額180万円，返還免除あり］	**【宮津市】未来を担う人財応援奨学金［年額上限 60万円，返還免除あり］** **・地域医療確保奨学金等貸与制度［医師１人：月額15万円又は特定診療科月額20万円，返還免除あり］** **【京丹後市】無利子奨学金［修学支援金100万円以内，入学支度金70万円以内］** **・市立病院看護師等修学資金制度（看護師・助産師）［月額５万円，返還免除あり］** **【伊根町】伊根町奨学金［大学，短大，高専（4-5年），専修学校専門課程／詳細不明］** **【与謝野町】与謝野町奨学資金［大学・専修学校生，月額３万5000円以内］**	
	B3：有利子学生ローンの縮減		*【福知山市】保育士確保支援制度［修学資金２年間で最大60万円，返還免除あり］* *【舞鶴市】介護福祉士育成修学資金［年間100万円上限，２年間，返還免除あり］* *地域医療確保奨学金等貸付制度（医師）［月額15万円，返還免除あり］* *【綾部市】介護福祉士育成修学資金制度［年間100万円上限，２年間，返還免除あり］* *・保育士等修学資金［年間100万円上限，２年間，返還免除あり］* 【宇治市】奨学資金貸与［大学生，無利子］ 【向日市】保育士奨学金貸与事業［月額２万円まで，減免あり］	
	B4：学内勤労奨学金等の拡充			
C修学支援	C1：学習費の支援		【京都市】京都市高校進学・修学支援金支給事業［学用品費等：上限14万4000円］	
	C2：学生生活費の支援		**【伊根町】高等学校生徒下宿費等補助金［生徒１人当たり年額７万円］** *【綾部市】鉄道利用通学費補助金［大学生等：定期券代の３割，１人上限５万円］* 【宇治田原町】高校通学費補助金［非課税世帯：定期券代全額，課税世帯：半額］ 【和束町】高校生等通学費補助金［定期券代３分の２］	

４．個々人に全面的にひらかれた自由な発達/発展

①渡部昭男2019『能力・貧困から必要・幸福追求へ』

p. 50　人権保障と統治機構の原理的転換

p. 51　日本国憲法・教育基本法

(1)その能力に応じて、ひとしく：日本国憲法26条＝資本主義社会の到達と限界

(2)経済的地位によって教育上差別されない：教育基本法第3(現4)条

p. 54　初期の憲法学解釈：能力によって差別されるのは当然

p. 55　その克服①障がい児の教育権保障運動＠京都府立与謝の海養護学校

p. 56　その克服②発達保障の思想と実践創造＠近江学園・びわこ学園(糸賀一雄)

p. 57　「能力」観の転換　発達に必要かつ適切な(清水寛・牧柾名・兼子仁)

pp. 58–59　「教育の機会均等」研究の苦闘と深化（五十嵐顕）

p. 60　「能力に応ずる教育」から「必要に応ずる教育」へ

p. 62　人格の自由な発展、幸福追求の尊重　憲法13条をコアにした権利思想

pp. 63–64　第一世代の人権(自由権)&二(社会権)&三(連帯権)：「いちご大福」構造

自己人生創造希求権(竹中勲)　私たち抜きに私たちのことを決めないで

４．つづき：学生・若者の活躍

ご清聴有難うございました

①高等教育無償化プロジェクトＦＲＥＥ（2018～）

高等教育無償化プロジェクト | FREE 高等教育無償化プロジェクト

②一律学費半額を求めるアクション（2020～）

一律学費半額を求めるアクション #COVID19学費問題 (@gakuhihangaku) / X

https://www.instagram.com/gakuhihangaku/

③入学金調査プロジェクト（2024再開～）

入学しない大学に入学金を払わなくていいようにしてください on Strikingly

👉渡部昭男2026：大学入学金「二重払い」問題の課題と展望『経済』(366)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100505043

https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100505043/0100505043.pdf